

排煙設備の取扱いについて

平成14年秋期・平成16年春期部会

1 平成12年建設省告示第1436号の取扱いについて

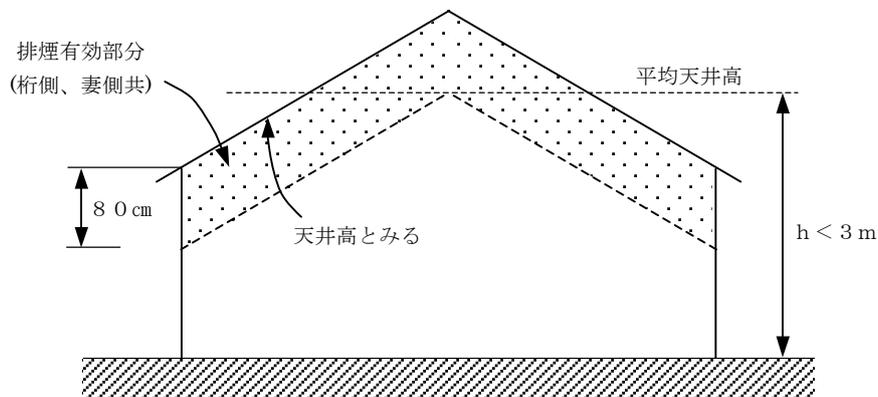
平成12年建設省告示第1436号第二号による劇場等の防煙区画の緩和規定と、同告示第三号による天井高さ3m以上の排煙口の位置の緩和は、同一防煙区画部分に対して同時に適用することができる。

<参考>

建築設備設計・施工上の運用指針(2003年版)

2 勾配屋根(天井)の場合の排煙有効部分のとり方について

平均天井高さが3m未満となる勾配屋根(天井)の排煙有効部分の取り方は、天井より勾配なりに80cm下方に下がった部分とする。ただし、蓄煙の状況等考慮して、有効部分を判断する。



天井高さは屋根面とみる。  
平均の高さは原則として扱わない。